

## 《コロナに負けるな！経営者の決意》

# 激動期に挑む各支部長の決意（第2弾）

前号（第7号）で紹介出来なかった各支部長の決意（挨拶）をご紹介します。



「この厳しい状況を、どう乗り越え、どう生き残るか自分たちの意志で決めていく事を肝に銘じて、同友会活動を発展させていきたい」

●オホーツク支部：田村 友朗 支部長



「会員同士でコロナへの具体的対応の知恵を交流し合い、情報を共有して難局を乗り越えましょう！皆さんからも、同友会への要望や提案を沢山出して下さい」

●函館支部：高橋 泰助 支部長



「これまでの考え方を踏襲しつつ、新しい価値の創造を支部会員の皆さんに提示していきたい！」

●苫小牧支部：高橋 憲司 支部長



「過去と他人は変えられませんが、未来と自分を変えられます。今こそ、強じんな企業づくりを！」

●くしろ支部：長江 勉 支部長

## 各支援策のご紹介（抜粋）

国・道が実施している支援策をご紹介します。窓口や具体的な申請手続きなど、不明な点があれば、各支部同友会事務所へお気軽にご連絡下さい。

<p>1. 持続化給付金 [経済産業省]</p>	<p>【給付額】法人 200 万円、個人事業主 100 万円 【支給要件】ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少 【申請方法】基本は『持続化給付金ホームページ』からのオンライン申請です。 ※申請サポート会場が順次設置予定です。</p>
<p>2. 実質無利子融資の 民間金融機関への拡大 [経済産業省]</p>	<p>都道府県が実施する制度融資を活用し、売上高が減少し、セーフティネット保証 4 号・5 号、危機関連保証の認定を受けた事業者は、保証料負担ゼロ化、民間金融機関の金利が実質無利子化されます。（『各金融機関』にお尋ね下さい） 【融資上限額】3 千万円 【保証料負担ゼロ、実質無利子（当面 3 年）の要件】 ■個人事業主：売上高▲5% ■中小・小規模：売上高▲15% ■元本返済の措置期間：5 年以内</p>
<p>3. 休業協力・感染リスク 低減支援金 [北海道]</p>	<p>4 月 25 日（土）から 5 月 15 日（金）までの期間、休業要請に協力し、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金が支給されます。 ■支援額：法人 30 万円、個人事業主 20 万円 ※『北海道のホームページ』参照 ■申請受付期間：4 月 30 日（木）～7 月 31 日（金） ■申請方法：郵送（4/30～）・電子申請（5/15～）による ※市町村によっては上乘せ支援制度を設けている場合があります。</p>
<p>4. 雇用調整助成金の 特例が拡充 [厚生労働省]</p>	<p>(1) 中小企業が道知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 100%とします。（現段階では上限は 8,330 円ですが、上限額の引き上げも検討されています） (2) (1)に該当しない場合であっても、中小企業が休業手当を支給する際、支払率が 60%を超える部分の助成率を特例的に 100%とします。 ※生産指標要件を 1 ヶ月で▲5%以下に緩和しました（4 月 22 日～）</p>